

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

636号
2015

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、
平成27年10月8日から
1時間 **764円**となりました

○最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜手当や賞与、結婚手当等臨時に支払われる賃金は含まれません。
○派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。

平成27年12月26日より下記のとおり滋賀県内の特定（産業別）最低賃金が改定されます。

紡績業、化学繊維製造業、 その他の織物業、染色整理業、 繊維粗製品製造業、 その他の繊維製品製造業 時間額 772円	ガラス・同製品、 セメント・同製品、 衛生陶器、炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業 時間額 860円	製鋼・製鋼圧延業、鋼材、 鉄素形材、鋳鉄管製造業 (平成16年12月18日発効) 時間額 775円	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 時間額 860円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 時間額 843円	自動車・同附属品製造業 時間額 865円	各種商品小売業 時間額 788円	

次に掲げる労働者は特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、滋賀県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 - (3) ※各産業別の適用除外労働者
- ※詳しくは、滋賀労働局のホームページをご覧ください。(http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)

お問い合わせ先

滋賀労働局労働基準部賃金室 TEL.077-522-6654 彦根労働基準監督署 TEL.0749-22-0654
 大津労働基準監督署 TEL.077-522-6641 東近江労働基準監督署 TEL.0748-22-0394

「安全衛生優良企業」の認定制度が始まりました

(今年6月～)

この制度は、安全衛生対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している場合に、厚生労働省が認定を行う仕組みです。

この認定を受けるためには、過去3年間の災害発生率が業種平均未満であるなどの必要項目に加え、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、各分野で積極的な取り組みを行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、厚生労働省ホームページで優良企業として紹介、ハローワークにおける求人活動にて求職者にアピールされるなどのメリットがあります。

詳細は、ホームページ「職場のあんぜんサイト」をご覧ください。
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html



認定の可否を
自己診断できます

お問い合わせ先

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課
TEL 077-522-6650

目次

- P2 秋の叙勲受章者について
- 滋賀県UIJターン助成金のご案内
- P3 女性活躍推進法の行動計画策定届の受付を開始します
- 滋賀県女性活躍推進企業認証制度のご案内
- P4 「滋賀県技能者表彰(おうみの名工)」、「おうみ若者マイスター」認定について
- P5 中小企業の人材育成研修のご案内
- しごとチャレンジフェスタ&滋賀県のづくりフェアを開催しました
- P6 シニアの方の技能講習会のご案内
- ジョブ・カード様式の変更と助成金の活用について
- P7 難病患者の雇用にかかる支援のご案内
- P8 障害者雇用納付金申告・申請の事務説明会の開催について
- 中小企業退職金制度のご案内
- P9 年次有給休暇を計画的に活用しましょう
- シリーズ「がんと就労3」 職場の人ががんになったら②
- P10 労働相談Q&A「解雇」
- P11 労働委員会だより
- P12 「労働問題の今を考える(セミナー&講演会)」を開催します
- 女性のキャリアアップ支援セミナーの参加者募集中!

平成27年秋の叙勲受章者について

本県の労働分野から受章されましたのでお知らせします。

旭日双光章

たかや みつる
高谷 満氏

滋賀県職業能力開発協会会長や役員として21年間協会の発展に尽くされるとともに、滋賀県瓦高等職業訓練校の運営に携わり、自ら職業訓練指導員として、後継技能者の育成に努められました。

また、50余年瓦職人として自己研さんに努められるとともに、関係業界の発展に多大な貢献をされ、平成12年には黄綬褒章を受章されています。

滋賀県U I Jターン助成金制度のご案内

滋賀県では、県内に事務所・事業所を有する中小企業もしくは中小企業と同規模の医療法人または社会福祉法人が、県外の都市部からのU I Jターンによる中核人材（概ね5年以上の職業経験を有する者または業務に必要とされる資格を有する人材）の雇い入れ前に、原則3か月以内の「お試し就業」を実施する場合、その実施に要する経費に対して助成します。

1. 助成対象経費および助成率等

対 象 経 費	助 成 率 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ お試し就業期間中の中核人材に係る給与（賃金及び就業規則等に定められた各種手当、賞与）及び社会保険料 ※対象とするお試し就業実施期間は、原則3か月以内 ・ 中核人材に支給した移転費用（県外から県内居住地までの転居費用、赴任旅費、ホテル宿泊料等） ・ 採用に利用した個別コンサルティング経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記経費の合計額の2分の1以内の額（千円未満切捨て） ・ ただし、中核人材1人あたり100万円上限（1社あたり3人を限度） ※左記経費を対象とする国や県その他公的支援機関が行う事業と重複申請はできません。

2. 助成対象実施期間

交付決定の日から平成28年3月末日まで

3. 交付申請期限

平成28年2月29日（月）17時まで（必着）

詳しくは滋賀県ホームページ
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/>)
をご覧ください。

滋賀県HP内

〈お問い合わせ先〉

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 就業支援室
TEL：077-528-3758
FAX：077-528-4873

女性活躍推進法への対応準備は進んでいますか？

滋賀労働局雇用均等室

平成28年1月より、行動計画策定届の受付を開始します！

◇平成27年12月～平成28年2月は個別相談会も開催します◇

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」に基づき、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主の皆様は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②①に基づく行動計画の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の届出（都道府県労働局へ）、④自社の女性の活躍に関する情報の公表、を行う必要があります（300人以下の事業主は努力義務）。

①の「自社の女性の活躍状況の把握・課題分析」については、必ず把握する項目（基礎項目）が決められており、その結果に応じ、②の行動計画を策定することになります。

滋賀労働局雇用均等室では、平成28年1月より「③行動計画を策定した旨の届出」の受付を開始します。事業主の皆様におかれましては、早めの御準備をお願いいたします。

なお、事業主の皆様にお取り組みいただくに当たり、当室では、平成27年12月～平成28年2月にかけて個別相談会（予約制）を開催しておりますので、ぜひ御利用ください。

■行動計画を策定するに当たり、必ず把握いただく必要のある4項目【基礎項目】

（直近の事業年度について把握）

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合（雇用管理区分ごとに把握が必要※）
- ②男女の平均継続勤務年数の差異（雇用管理区分ごとに把握が必要※）
- ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況
- ④管理職に占める女性労働者の割合

※「雇用管理区分」とは

職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者とは異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものをいいます。

（例：総合職、一般職 / 事務職、技術職、専門職 / 正社員、契約社員、パートタイム労働者 など）

【お問い合わせ先】 滋賀労働局雇用均等室 TEL:077-523-1190

滋賀県では、企業・団体の皆さまの女性活躍推進の取り組みを応援するため

「滋賀県女性活躍推進企業認証制度」を実施しています

- 対 象** 滋賀県内に本社または事業所を置く企業・団体(国および地方公共団体を除く)
- 認証区分** 企業・団体における女性活躍推進の取組状況に応じて、「一つ星企業」、「二つ星企業」、「三つ星企業」の3段階の認証区分を設けています。
- 認証基準** 女性活躍推進取組項目(32項目)を基準に用い、達成項目数の合計で審査
- 一つ星企業・・・達成項目の合計数が5項目以上であること。
 - 二つ星企業・・・達成項目の合計数が17項目以上であること。ただし、均等・活躍項目から2項目以上達成していること。
 - 三つ星企業・・・達成項目の合計数が26項目以上であることに加え、管理職に占める女性の比率が30%以上であること。
- 特 色**
- 県ホームページでの取組紹介による企業のイメージアップが図れます。
 - 「Made in SHIGA」企業立地助成金の助成要件になっています。
 - 女性活躍推進法で定められている「活躍状況の把握・分析」にも役立ちます。
- 「女性活躍推進状況チェックシート」をご活用ください。

【お問い合わせ先・申請先】 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

TEL 077-528-3770 e-mail fg00@pref.shiga.lg.jp

※認証申請書、女性活躍推進状況チェックシートのダウンロードは、滋賀県女性活躍推進課のホームページで！
（認証申請書）<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/ninshouseido/shinsei.html>

（チェックシート）<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/ninshouseido/checksheet.html>

平成27年度 「滋賀県技能者表彰(おうみの名工)」について

滋賀県技能者表彰(おうみの名工)は、現役の優秀な技能者を表彰することで、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位と技能水準の向上を目的としています。
今年度は下記の7名の方が表彰されました。



▲11月5日表彰式(県公館)

平成27年度滋賀県技能者表彰(おうみの名工)被表彰者一覧

(敬称略・五十音順)

お名前	職種	勤務先
位田 馨	修理工	ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場
阪口 義人	造園工	株式会社阪口
里岡 洋光	宮大工	社寺建築・株式会社木澤工務店
田中年 春	理容師	おしゃれの館髪タナカ
森 望	木彫工/仏像彫刻製造工	研豪彫刻所
安井 豊	パン・焼菓子製造工	ロイヤルオークホテル スパ&ガーデンズ
山岡 和宏	日本料理調理人	奥琵琶湖マキノグランドパークホテル

平成27年度 「おうみ若者マイスター」の認定について

平成19年度より開始した「おうみ若者マイスター認定制度」は優秀な若い技能者を認定し、おうみ若者マイスターによる技能振興活動を行うことで、技能研さんへの意欲向上と技能尊重の気運醸成を目的としています。
今年度、新たに下記の3名の方が認定されました。



▲11月5日認定式(県公館)

平成27年度おうみ若者マイスター認定者一覧

(敬称略・認定順)

認定番号	お名前	職種	勤務先
056	中川 敬之	産業用機械組立工	パナソニック株式会社 アプライアンス社
057	酒村 幹生	金属手仕上工	パナソニック株式会社 アプライアンス社
058	頓宮 正洋	木製建具製造工	頓宮建具店

「ビジネスの基本力Ⅱ」研修

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

『働くあなたの元気を応援！』 滋賀県では中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く皆様にスキルアップの場を提供しています。顧客対応の基本力を分かりやすく実践的に身につけていただける研修を守山市で開催します。

- 日時** 平成28年2月10日(水) 9:30~16:30
- 場所** 守山市民ホール (守山市三宅町125番地)
- 内容** プロの心構え、顧客視点を持つとは、ビジネスマナーの基本、顧客コミュニケーション、報連相のコツ、クレーム対応のケーススタディなど、顧客対応で役立つスキルを強化
- 講師** 日本接客教育協会 理事長 阿部ふみ氏
- 対象** 中小企業で働く従業員 (業種を問わず、若手~中堅の方)
- 定員** 25名程度 (応募多数の場合は抽選)
- 締切** 平成28年1月28日(木)
- お問い合わせ先** 滋賀県立高等技術専門学校 草津校舎 (担当: 安田)
Tel: 077-564-3296 Fax: 077-565-1867
E-mail: yasuda-shigeru@pref.shiga.lg.jp

受講無料

しごとチャレンジフェスタ2015 & 滋賀県ものづくりフェア2015を開催しました!

平成27年10月17日(土)、18日(日)の2日間、しごとチャレンジフェスタ2015(主催:しごとチャレンジフェスタ実行委員会)、滋賀県ものづくりフェア2015(主催:滋賀県技能振興コーナー/滋賀県職業能力開発協会 厚生労働省委託事業)を草津市の滋賀県立高等技術専門学校草津校舎で開催し、2日間で延べ約4,300人もの方々が来場されました。

プロの指導により、様々なしごとを体験する「しごと体験教室」、ものづくりを体験する「ものづくり体験教室」合わせて47種類の教室を企業や団体等の協力で開設し、小中学生を中心とした子どもたち延べ1,966人が、様々な体験を楽しみながらしごとやものづくりへの理解を深めました。



●「日本瓦」瓦葺き体験教室



●カメラレンズ工作教室



シニアの方の★技能講習会

滋賀県シルバー人材センター連合会



講習名	講習期間	日数	面接・講習会場	締切(必着)	面接日
マンション管理員 技能講習②	平成 28 年 1/18~1/29 (13:00~17:00)	10日間	連合会事務所会議室(大津市)	1/6	1/8
旅館ホテルスタッフ 技能講習 [SP] (最終日に合同就職面接会開催予定)	平成 28 年 1/25~2/5 (13:00~17:00)	10日間	びわ湖花街道(大津市)・ 琵琶湖グランドホテル(大津市)・ クサツエストピアホテル(草津市)・ プエルタ大津(大津市) ※講習日により会場を移動 ※面接は連合会事務所会議室	1/12	1/14
公的事務補助 技能講習③	平成 28 年 2/2~2/16 (13:00~17:00)	10日間	連合会事務所会議室(大津市)	1/13	1/15

★★★★★受講生募集中!!★★★★★

- 受講料は無料。交通費は自己負担
- 対象は55歳以上の県内在住者。 [SP]と記載の講習はハローワークでの求職登録が必要 ●定員は各20名
- お申込みはお近くのハローワーク・各市町シルバー人材センターにある申込用紙(または連合会ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入しFAX又は郵送にてお申込み下さい ●申込後、受講者選考面接会にて受講者を決定

《講習内容等の問合せと申込先》

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会

〒520-0054大津市逢坂1-1-1 電話(077)525-4128 FAX(077)527-9490

この機会に是非!
受講をしてみてください

詳しくは
お問い合わせ
ください!

滋賀県地域ジョブ・カードセンターからのお知らせ

1. ジョブ・カードの様式が変更されました

平成27年10月1日からジョブ・カードの様式が変わりました。詳しくは、厚生労働省のホームページで確認ください。

2. ジョブ・カードを使用する各種助成金の活用の推進

当センターでは、「ジョブ・カード普及サポーター企業の募集」、「キャリアアップ助成金の活用支援」に加え、10月1日から「労働者に対してジョブ・カードを活用した職業能力の評価やキャリア・コンサルティングを実施する企業」を支援できることとなりました(企業内人材育成推進助成金)。

優秀な人材の確保・育成のために是非、キャリアアップ助成金(人材育成コース)、企業内人材育成推進助成金をご活用ください。

キャリアアップ助成金(人材育成コース)

Off-JTの賃金 1人1時間800円(経費最大30万円)
OJTの実施助成 1人1時間800円

企業内人材育成推進助成金

職業能力評価制度を実施する場合
中小企業・・・制度導入助成 50万円 実施助成 5万円/人

【お問い合わせ先】

滋賀県地域ジョブ・カードセンター(滋賀県商工会議所連合会) TEL: 077-521-4711

滋賀県地域ジョブ・カードサポートセンター(長浜商工会議所) TEL: 0749-64-3001

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 広告



はたらくみんなの
金融機関、
近畿ろうきん。



<http://www.rokin.or.jp>

お客様センター ☎0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(土曜・日曜・祝日、12月31日～1月3日は除く)

すべての勤労者の **笑顔** のために

事業主の皆様へ ○難病への理解を深める事で、個人の働く力を引き出せます！○

平成27年度より、各都道府県に難病患者就職サポーターが設置される事となり、滋賀県内においても大津ハローワークで相談業務を行っております。下記の情報を参考にしながら、積極的な雇用の検討をお願いいたします。

- Q. 従業員が難病と診断されたら、どうしたらいいの？
 Q. 今度採用する人が難病患者のようだけれど、何か配慮すべきことはあるの？

滋賀県難病相談・支援センターとハローワークが連携して相談にのります

難病患者就職サポーターが大津ハローワークにて難病患者と企業の相談に対応しています。また、毎週金曜日には難病相談・支援センターにて就労支援相談員と一緒に、相談に対応しています。

【お問い合わせ先】

- ① 滋賀難病相談・支援センター 電話：077-526-0171 （就労関連相談日：毎週金曜日10時～15時）
 - ② 大津ハローワーク 電話：077-522-3773（42#） （曜日不定のため、事前に連絡をお願いします）
- ※難病患者就職サポーターの勤務は毎月①②合わせて10回程度

職場に専門の支援員（ジョブコーチ等）を派遣する制度も使えます

ジョブコーチは、障害者を雇用している事業所に対し障害の特性を踏まえた接し方や、指導方法などを、障害者には同僚との関わり方や効率の良い作業方法をアドバイスしています。難病患者のケースにも対応しておりますので、ご相談ください。

【お問い合わせ先】

- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部 滋賀障害者職業センター 電話：077-564-1641

- Q. 難病患者を雇用するにあたって、使える助成金はないの？

雇用にあたって、一定の条件等のもとで障害者雇用向けの助成金が使えます

【助成金の例】 条件等の詳細につきましてはお近くのハローワークへお問い合わせ下さい。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介により、常用雇用者として雇入れる事業者に助成。 【条件】 ①障害者手帳を所持していない ②発達障害又は難病がある ③週所定労働時間が20時間以上である ※指定難病のリストは厚生労働省のウェブサイト「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」の案内に記載がございます。
障害者職場定着支援助成金	安定所等の紹介により新たに雇入れ、職場定着を図るための職場支援員による支援を提供する事業主に対する助成
障害者職場復帰支援助成金	中途障害者が休職し、その復帰に必要な雇用管理上の支援として、復帰後の職務開発や能力開発等を講じた上で、雇用を継続した事業主に対して助成

他にも、「企業在籍型 職場適用援助促進助成金」「能力開発訓練施設等助成金」「能力開発訓練運営費助成金」等があります。詳細は滋賀労働局職業安定部職業対策課までお問い合わせください。（電話：077-526-8686）

厚生労働省のウェブサイトもチェックしてみてください。

難病患者の就労支援

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/06e.html

事業主の皆様へ

障害者雇用納付金申告・申請の 事務説明会開催時期となりました!!!

対象となる事業主様は？

☆常用雇用労働者100.5名以上の事業主様となります。
※平成27年度は、200.5人以上でしたが、平成28年度より対象企業が拡大されました。

内容は？

☆平成28年5月16日締切りの「障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請」に向けた事務手続きに関する説明会となります。
※制度概略と具体的な事務手続きについて、必要な情報や注意事項等を丁寧に説明いたします。

いつ？ どこで？

H28年2月中に各地域で開催いたします。地域ごとの日程・会場は下記のとおりです。
○草津会場 草津まちづくりセンター：2月15日（月）、22日（月）、23日（火）
○彦根会場 彦根サンバレス：2月16日（火）、17日（水）、18日（木）
○甲賀会場 甲賀商工会議所：2月10日（水）
※石山会場 滋賀職業能力開発促進センター＜新規対象事業主限定（100.5人～200人）＞
：2月2日（火）、3日（水）、4日（木）、5日（金）
※納付金・調整金は、13時～16時 報奨金は、10時～12時です（一部日程のみ実施）。

申込み手続きは？

対象となる事業主様を確認いたしましたうえで当課よりご案内文書を発出いたしますので、ご希望の日程をお選びください。先着順にて調整し、改めて開催日時等をご案内させていただきます。

【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀支部 高齢・障害者業務課 担当：清水（しみず）、丹羽（にわ） 電話 077-537-1214

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 **検索**

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ① あっせんにより円満解決 ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③ 早期解決 ④ 毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤ 安い費用（3,240円）で解決

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480



広告

滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

+1 年末年始休暇も、土日も。 「プラスワン休暇」で 連続休暇に。 年次有給休暇を計画的 に活用しよう。

滋賀労働局 労働基準部 監督課
大津市御幸町6番6号 TEL077(522)6649



年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

1. 導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2. 日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

シリーズ「がんと就労」 part3

職場の人ががんになったら(2)

「がん」と診断されたとき、ご本人は不安や戸惑いを抱えながらも、治療の選択や仕事のこと、生活のことなどを考えていかなければなりません。そんな時、少しでも安心して治療を受けられるように、職場の人あるいは患者ご自身に参考にしていただきたい資料を紹介します。

事業所向け



(1) がん就労者支援マニュアル

がん診断を受けた従業員を支援するときに生じる様々な課題について、事業所として対応する際の手引書。直属の上司や人事労務担当者、事業主それぞれの立場の方が「できること」からはじめていただく趣旨で作成されています。



滋賀県健康づくりキャラクター
「しがのハグ&クミ」

本人(患者)向け



(2) 「滋賀の療養情報」

がん患者が地域で療養生活を送るときに役立つ滋賀県内の情報を取りまとめた冊子。身近な相談窓口の情報や、支援制度など療養に役立つヒントを掲載。



(3) 「がんと仕事のQ&A」

体験者の声をもとに作成されたQ&A集。診断～復職、あるいは求職など様々なQ&Aを取り上げています。体験者のコラム等も掲載。

取り寄せ方法

- (1), (3) サイト「がんと就労」で検索
- (2) 県内のがん診療を行う病院の窓口、
または滋賀県ホームページ内「滋賀の療養情報」で検索

【お問い合わせ先】

滋賀県健康医療福祉部健康医療課
がん・疾病対策室
TEL:077-528-3616
e-mail ef00@pref.shiga.lg.jp

労働相談 Q & A

テーマ

『解雇』

最近の労働相談では、解雇に関連した相談が増えています。そこで今回は、前回に引き続き、「解雇」に関する問題について、確認することとします。

Q 質問

従業員30人程度の会社に本年4月に新卒採用され、営業業務に従事しています。2ヶ月が経過した時点で、能力不足のため、6月末の試用期間満了をもって辞めてほしいと言われました。職務経験がない新卒者をわずか2ヶ月で解雇するというのは、合理性に欠けるのではないのでしょうか。

A 回答

企業は、一旦労働者を採用した以上、試用期間中であっても安易に留保解約権を行使できるものではありません。解約権の行使には、合理性と社会通念上の相当性が求められます。合理的な解雇理由も存在しないのであれば、新卒者の適性や能力を2ヶ月で判断するのは早計に過ぎると思われる。

当事者どうしの話し合いがスムーズに進まない場合には、労働委員会や労働局のあっせん制度を利用することも検討されてはいかがでしょうか。

Q 質問

現在、会社との間で3年間の有期雇用契約を結んでいます。平成25年4月に1度契約を更新しており、その後2年8ヶ月が経過しているため、通算5年8ヶ月勤めていることとなります。先日、上司から契約は今年度末で終了し、更新は行わないと通告されました。現在の仕事を続けたいと思いますが、会社を辞めなければならないのでしょうか。

A 回答

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいますが、1年を超えて継続勤務している労働者を雇止めするには、少なくとも期間満了時の30日前までに予告しなければなりません。しかし、次の①、②のいずれかに該当する有期雇用契約（①過去に反復更新された有期雇用契約で、その雇止めが無期雇用契約の解雇と社会通念上同視できると認められる。②労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められる。）については、使用者が雇止めをすることが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、労働者が有期雇用契約の更新の申込みをすれば、雇止めが認められず、従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。（労働契約法第19条）

また、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約については、同一使用者との間で、有期雇用契約が通算で5年を超えて反復更新された場合には、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換されます。（労働契約法第18条）

ただし、今回の場合は、通算すれば5年を超える契約になるものの、5年のカウントは、平成25年4月1日以降の通算になりますので、現時点では使用者側に無期労働契約への転換を申し込むことができません。

滋賀県労働相談所 一労働に関する疑問・トラブルはありませんかー

電話番号 077-511-1402

0120-967164苦勞ない労働（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）
月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

労働委員会
だより

労働委員会のあっせん制度をご活用ください!

労働委員会では、労働組合や労働者個人と会社との交渉が行き詰まったときに間に入って、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。今回は、あっせんの具体的な事例を紹介し（実際の事例をもとに、内容を変えています）。

事例1（労働組合からの申請）

事例の概要

Aさんはレンタカー貸出業務を行うY社に勤めていたが、会社は、Aさんがレンタカー返却時に客が付けた傷を見落としていたことや、Aさんがレンタカーを運転中に事故による傷をつけたことなどを理由として、その修理代をAさんに負担させた。その後退職したAさんは、それまでの会社の対応に不満があったため、X組合に加入し、団体交渉を申し入れたものの、会社は、既に退職したAさんの件については団体交渉に承諾する義務はないとして、団体交渉に応じなかった。組合は会社との団体交渉実施は困難であるとして、あっせんで申請した。

労働組合の主張

労働者が起こした事故の損害を全額請求するのは違法である。また、団体交渉拒否には理由がない。

会社の主張

Aさんに請求したのは実際に発生した損害額であり、問題ない。また、Aさんはすでに退職しており、会社と関係がないので、団体交渉に応じる必要はない。

あっせん

あっせん員は、業務の遂行過程においてミスは通常発生するもので、民法学説においては、事業活動から利益を得ている使用者が相応に損害を負担すべきという考えもあり、事案の内容によっては、労働者の損害賠償責任を制限する裁判例もあることを説明された。

さらに、退職した労働者であっても未払い賃金等労働関係の清算をめぐる争いが継続しているときなどは、雇用関係が完全に消滅したものとは言えないから、使用者は当該労働者の労働組合法上の使用者に当たり、団体交渉に応じる義務があることも併せて会社側に説明したところ、会社側が団体交渉に応じる姿勢を示し、和解となり解決した。



(労働者)

- ・突然、会社から解雇を言い渡されたが、納得できない。
- ・採用時に示された労働条件が、実際の状況と違う。

(会社)

- ・やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
- ・手当の見直しを申し入れたが、組合交渉が行き詰まった。



事例2（労働者からの申請）

事例の概要

Y社に勤めるXさんは、会社との雇用契約を合意解約することとなったため、顧客に対して同業種である自分の転職先を案内したところ、最後の出勤日に退職金が不支給である旨を告げられた。Xさんは退職金の支払いを求めてあっせんで申請した。

Xさんの主張

退職金の規定があると思われる就業規則を見せるように会社にも言っても、改正中であるという理由で見せてもらえない。また、転職先の案内は社内の引継ぎと併せて行ったもので、以前に同様の行為を行った社員に対して退職金が支払われた事例がある。

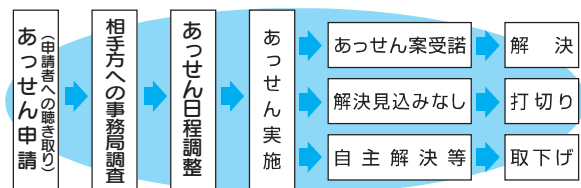
会社の主張

退職金は就業規則で整理されておらず、一定の算定基準に基づき支払っていたが、必ず支給するものではない。また、Xさんの行った同業他社である転職先の案内は、その方法も悪質なもので解雇に相当するため、退職金不支給を決定した。

あっせん

労働者側あっせん員はXさんに対し、顧客を持って行かれるのは会社にとって損害が大きく、Xさんの行為は不用意なものであったことを指摘し、謝罪を促した。一方、使用者側あっせん員は会社に対し退職金を不支給とするには就業規則や退職金規程上の根拠が必要で、さらに長年の勤続の功労を抹消させるほどの背信行為が必要であることを指摘したところ、両者から歩み寄りが見られ、和解となり解決した。

あっせんの流れ（例）



★毎月第4金曜日は、委員による「月例労働相談」を開催しています。

★労働委員会への相談や手続は無料です。
お気軽にご利用ください。

お問い合わせ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1（県庁東館5階）

TEL：077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

労働問題の今を考える

～ セミナー&講演会 ～

労働事情が複雑に変化する中、これからの労働力を確保するため多様な働き方に合わせた雇用制度が検討されており、良好な労使関係を築き維持していくことが今後ますます求められています。

そこで、実務的な視点からの労働問題セミナーと、滋賀県労働委員会創設70周年を記念して広い視野から労働問題を考えていただくための講演会を併せて開催します。ぜひ、ご参加ください。

日時 平成28年2月12日（金）13:15～16:30（受付12:50～）
場所 滋賀県庁 東館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
内容 **第1部 労働問題セミナー**（13:15～14:50）

「事例から学ぶ！トラブルを未然に防ぐための就業規則のポイント」
 講師：特定社会保険労務士 山田 英夫 氏

第2部 滋賀県労働委員会創設70周年記念講演（15:00～16:30）

「労働委員会制度のあゆみと今後の紛争解決の課題」
 講師：九州大学大学院法学研究院教授、福岡県労働委員会前会長
 野田 進 氏

参
加
無
料

対象 事業主、労働者、労働組合関係者、労働行政担当者等 **定員** 120名（先着順）
 ※第1部は主に企業の人事労務担当者向けの内容になりますが、それ以外の方も参加いただけます。

主催 滋賀県（所管：商工観光労働部および滋賀県労働委員会）

申込方法 タイトル「労働問題の今を考える」、所属、氏名、連絡先電話番号を記載の上、下記までファックス、Eメール、郵送のいずれかでお申し込みください。（申込締切：2月4日（木））

申込／お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 TEL 077-528-3753 FAX 077-528-4873 e-mail fe0001@pref.shiga.lg.jp
 ※第2部の内容等についてのお問い合わせは、滋賀県労働委員会事務局
 （TEL 077-528-4473）までお願いします。

女性のキャリアアップ支援セミナー参加者募集中！

企業で働いている女性を対象に、リーダーに向けての資質の向上および意欲の高揚を目的としたセミナーを開催します。

【開催日】平成28年1月21日(木)、22日(金) (9:30～16:00)
 【会場】ひこね燦ばれす(彦根市小泉町648-3)
 【内容】(1/21) ・リーダーに必要なスキルと女性のキャリアについて
 (1/22午前) ・上司を応援団に変えるコミュニケーション術
 (1/22午後) ・ロールモデルの体験発表・意見交換・交流会
 【対象】県内企業で働いている女性で事業主の推薦のある方
 【定員】50名
 【参加費】無料
 【申込締切】平成28年1月8日(金)

【申込・お問い合わせ先】

滋賀県 商工観光労働部 女性活躍推進課
 TEL 077-528-3770 FAX 077-528-4807
 e-mail fg00@pref.shiga.lg.jp

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL : 077-528-3751 FAX:077-528-4873
 http://www.pref.shiga.lg.jp/
 E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp